阿知須町広報

発行所
阿知須町役場
山口県吉敷郡阿知須町
発行 広報委員会
編集広報委員会事務局
印刷所
宇部新聞社

再建計画にマッチした 追加更生予算可決さる

助役松崎徳彦、収入役中村泰甫両氏決定

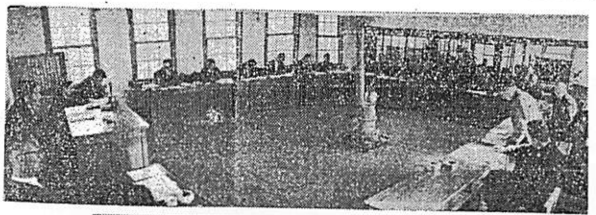

（写真上）ー大沢茂六議員の発言 向つて左側が議長席（写真左）議会開会冒頭、挨拶する中尾町長。

本年度第一回定例町議会は二月十六日午前九時四十五分、十四議員出席（三名欠席）のもとに開会された。まず会期三日を決定し、今のたびは町長就任後初議会とあつて、町長から「一月二十五日就任したが、本町は地財法の準用団体としてこれから先き五、六年その計画に沿つた施政を行なわねばならないが、政治力で運営をより合理化し人間的な温い政治で教育産業文化の発展を期し、町民の福利増進をはかりたい。又宇部合併についても、まずその一段階として町の平和を考え得ずして合併はあり得ない」旨の挨拶があつた。

これに対し二、三質疑応答が交された後議案第一号から審議に入つた。

一号議案「助役選任」については松崎徳彦氏（五五）を選任することに若干の異議が出されたが採決の結果十一対二で可決、二号議案「収入役選任」は昭和二十七年以来収入役である中村泰甫氏（五三）が再選任された。また第三号議案「町固定資産評価員選任」は林税務課長が、第四号議案「町長等に関する給与支給条例一部改正」は評価員の給与を三段階に分けることで、各々決定された。

なお午後は、五号議案「追加更正予算」が上程されたが、一応執行部からの各費目についての説明のみで午後四時過ぎ閉会された。

会期第二日目（十七日）は午前十時過になりようやく開会された（招集時刻は普通午前九時となつている）。そして、前日から継続審議となつている「追加更正予算案」について終日質疑応答が行なわれ、決定をみないまゝ午後七時二十分閉会された。

第三日目（十八日）は午前九時五十分から開会されたが、昨日から繰返された予算案は一応午後、残りの議案決定後に持ちこし冒頭から七号議案から審議に入り九号及び議長諮問第一号については原案通り可決された。しかし、八号議案「町有財産処分」については賛否同数で議長決定により「昨年来議会としてもしばし検討されたが、この払下げにより起る修理、補充、維持問題を町財政の実状と照らし合せてみるに、まだ時期尚早である」旨で否決された。

なお、財政再建準用団体下のため相当細部にわたり審議された予算関係三議案は第三日目にしてようやく全員の賛成を得て可決された。この追加更正額は、一般会計は五七六万余円、国民健康保険事業会計は二万五千余円、温泉事業会計は、負債支払分として二〇五万余円が追加された。また第三日目予算審議に入る前に、以前その誘致目的達成のため廃止されたゴルフ場建設促進特別委員会に代わりゴルフ場完成がま近になつたので、まだ未解決になつている土地交渉問題を完全に解結するため、新たに「ゴルフ場特別委員会」が設置された。

（委員は別稿の通り）

なお、当議会に上程された議案は次の通り（★は結果）

議案第一号
助役選任について
★松崎徳彦氏を助役に選任する案で可決決定

議案第二号
収入役選任について
★昭和二十七年以来収入役である中村泰甫氏に決定

議案第三号
阿知須町固定資産評価委員の選任について
☆砂村前評価員に代り林現税務課長の兼任案で可決決定

議案第四号
町長等に関する給与支給条例一部改正について
☆従来、評価員の給与は月額二万円であつたが、これを二万三千円、二万二千円、二万一千円の三段階に分ける案で、可決決定

議案第五号
昭和三十四年度阿知須町一般会計歳入歳出追加更正（第二回）予算議定について
★町税増収、町債等五七六万余円の歳入増を元利償還金等に充てるための追加更正案で、三日間にわたり審議の末、万場一致で可決決定

議案第六号
昭和三十四年度阿知須町国民健康保険事業特別会計追加更正（第一回）予算議定について
★可決決定

議案第七号
阿知須町温泉事業特別会計歳入歳出追加更正予算（第一回）予算議定について
★可決決定

議案第八号
条例の制定について
★町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例
★可決決定

議案第九号
町有財産処分について
★旧町消防団第一部機庫（西条）手引きガソリンポンプ一台、ホース外二十三件を阿知須浦連合部落会に無償で譲渡することで あるが、前記のとおり七対七の可否同数となり議長は否決することに決定した。

議長諮問第一号
公有水面埋立追認に関する諮問について
★細田埋立地の一部を追認することで県知事から議長あてに諮問があつた件で、可決決定

議員提出案議第一号
ゴルフ場特別委員会設置について
提出議員 古川 辰夫
賛成議員 岩村 幸夫
同 田中 博
同 工藤 靖夫
★可決決定。

よき女房役として 現状の打開を

助役 松崎徳彦

今回、はからずも助役に就任する事になりました。もとより浅学非才その器ではございませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

申し上げるまでもなく本町の現状を見まするに、財政その他あらゆる面において実に窮屈に堪えない次第でありますことは、皆様よく御承知の通りであります。

これが打開の方法は何はおいても気分を新たにし、町民一致して平和の姿に立ちかえり、総力を挙げて邁進するよりほかないと考えます。町当局においてもこれを達成するについては町長を中心に、役場職員一致協力し、大いに努力しなければならない事は申すまでもありません。役場は町の政治の中心地であり、この町役場が皆様方より悪い批判を受けるようでは決して町の平和は望めないと堅く信じているものでございます。

私はこの見地に立つて今後自戒自愛以つて中尾町長のよき女房役となり、一身を捧げて本町の現状を早急に打開し、皆様方の御期待に添うべく努力致したいと存じます。どうか私の意のあるところを了とせられ、尚一層の御支援と御協力の程を切にお願い申し上げまして、就任の挨拶と致します。

ゴルフ場特別委員会

委員長に古川辰夫氏

完成まじか、後始末のために設置

第一回定例議会第三日目に、以前廃止された「ゴルフ場建設促進特別委員会」に代わり、今度は、ゴルフ場完成間近のため、今までの後仕末をするという主旨で「ゴルフ場特別委員会」が設置され、委員は次の諸氏に決定した。

委員長 古川 辰夫
副委員長 大浜 勇
委員 岩村 幸夫
〃 田中 博
〃 藤田 安治
〃 藤井 久市
〃 工藤 靖夫

空いた委員長席

委員長に大浜勇氏

＝宇部合併準備委員会＝

山本幸一議員が町長選立候補のため議員を辞職されたので、宇部合併準備委員会委員長の席が空席となつたため、二月十八日第一回定例議会で大浜勇氏が決定した。

今年の苗代は 畑苗代で

乾天候 苗代水は出されません

今年は近年稀れに見られる乾天続きにより、万年池、江畑池など大小十余の溜池は貯水量少なく、このままお天気が変らぬ限り苗代用かんがい（灌漑）もおぼつかない現状となりました。

このような愁うべき時態にあたり、町としては他市町村にさきがけこの対策を県にもちかける一方、去る三月二日各溜池役員、農業委員、農協、牧之江早期栽培関係者を召集し、「干害対策委員会」の結成がされ、委員長を中尾町長に決定し委員二十三名により本年の苗代設置について協議された。

現状から考え、本年は苗代水はどこの溜池も水は出さない事に協議決定がなされましたので、今年苗代設置は「低地の浴水の利用できる箇所の利用か、又は畑苗代が考えられ、三月中に町産業係、農業改良普及員、農協の三者により畑苗代設置方法並びに植付不能の場合の転換作については協議研究し、今後に備えることに決定しました。

台帳を縦覧して 明るい納税を

縦覧期間 一日から二十日間

三十五年分の固定資産税の課税基礎となる課税台帳が三月一日から二十日間公開されていますからよく閲覧して納得のゆく納税を致しましょう。

固定資産税の課税対象者は、本年一月一日現在の所有者でありますから、例え一月六日に売られたとしても税法上の納税義務はやはり売つた人にあることになつています。

また、縦覧されて評価格など不審な点について納得が出来なければ、文書により町固定資産評価審査委員会に異議の申し立てを行ない審査の請求が出来ます。この請求期間は縦覧開始日から三十日以内となつています。

なお、地目変換、分・合筆、新増築、解除等のように評価格に異動が当然あると思われるような場合は、この際ぜひ縦覧しましょう。閲覧手数料はこの期間に限り不要です。

測量士 測量士補 試験案内

このたび建設省地理調査所では測量法に定められた測量士及び測量士補となる資格を得たい方に対して次の要領で試験を実施することになりましたので、希望される方はどうぞ

◎資格＝年令、性別、学歴
◎経験科目経験等一切不問（測量士）三角測量、多角測量、地形測量、写真測量、地図編集、応用測量。（測量士補）三角測量作業、多角測量作業及び水準測量作業、地形測量作業、写真測量作業、図編集、応用測量作業
◎方法 筆記試験
◎日時 場所（測量士）五月二十八日（測量士補）五月二十九日 場所は山口県内（受験者に試験地指定）
◎願書請求先 建設省地理調査所中国支所（広島霞町一ー最寄地）
◎同提出先 建設省地理調査所総務課（東京都目黒区上目黒七丁目一〇〇番地）

なおその他詳細については町施設係へお問い合わ下さい。

三十四年度の 所得税 確定申告、納税 はすみましたか

納期限は本月十五日です

狩猟期を守ろう

空気銃も必ず登録を

県内で狩猟免許を受けている人の数は、およそ五千名に達しています。このうちで、空気銃による免許を受けておる人は九十名ぐらいで大変少いのですが、県下で空気銃を持つている人の数はおよそ八千名ぐらいあり、これらの空気銃が殆んど青少年にもてあそばれ密猟があちこちで見受けられます。

またこの密猟者が空気銃の扱いを誤つたりして思わぬ事故を起す例も相当あります。最近キジやヤマドリが大変減つており、これの繁殖の計画がなされていますが、一部の人がいまなお狩猟法を守らず違反するものがあるのは大変残念です。お互に正しい狩猟道徳を守り、楽しい猟ができるようにしたいものです。ではどんなことに注意していただかねばならないかと申しますとまず、狩猟の期間を守ること。

一般の狩猟期間は、十一月から翌年の二月十五日までですが、特にキジ、ヤマドリは期間が短かく十一月一日から翌年の一月十五日までで、今年はすでに期間が過ぎているので捕ることはできません。

また獣類で、タヌキ、キツネ、オスイタチなどは十二月十五日から翌年の二月末日までが狩猟期間ですから、これらをこの期間以外の時には絶対に捕らないようにして下さい。狩猟違反や、猟銃などによる事故のないようくれぐれも気をつけましょう。

逃げる消費税で 学校が建つ

タバコ購入は是非町内で

いま本町のタバコ喫煙者全体が年間に購入する額は四千万円にのぼつていますが、喫煙者全員が本町で購入するとなると町の大切な財源となる、このタバコ消費税は四千万円×〇、一一＝四四〇万円となります。

しかし、残念なことには町で買われる額はその半分にも足りない千七百万円に過ぎません。従つてタバコ消費税は百九十万円しかなく、残りの四四〇万円ー百九十万円＝二五〇万円は宇部市その他の市町村の財政を助けていることになります。

今日の本町の財政実情を憂えられるとき、残りの二五〇万円を是非本町の収入とし、可愛いお子さんのために学校を建て、また橋をかけたりして、少しでも住みよい町を作ろうではありませんか。尚、正月の贈答用のタバコは勿論のこと、平素の一寸した心掛けで町財政を緩和し一日も早く財政再建を行なうためにはタバコの購入は是非町内で。

陸海空 自衛官 採用

昭和35年度 第1次

受付期間	35年3月1日ー4月15日
採用人員	2等陸士 約 4.000名 2等海士 約 200名 2等空士 約 500名
応募資格	年令満18才以上25才未満の男子で学力中卒程度（昭10.6.2ー17.6.1日の間出生者）
受験期日	4月26日ー5月10日の間1日で終了
試験場	山口・下関・萩・防府・柳井・岩国
試験課目	国語・数学・社会・作文口述（何れも簡単なもの）身体検査
採用時期	陸上 6月下旬 海上 8月中旬から 航空 7月上旬及び10月上旬
待遇	俸給 6.400円の他、諸手当衣食官給、幹部へ逐次昇進の道があり、身分は国家公務員です。

関西一の大ゴルフ場完成への道を驀進!!

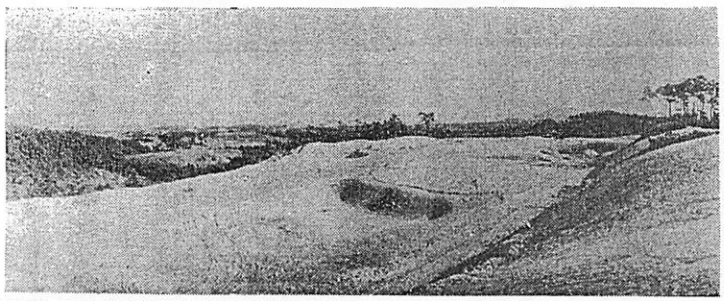

【写真右】五億の巨費を投じて着々と完成を急ぐ六十万坪―関西一の大ゴルフ場。
右前方に目の山かかすみ、左前方に井関小学校のそむ（第六コース。旧吉岡山西側の八幡宮林。中央の凹地は特別に作られたもの）

【写真左】約二十三ヘタール（七万坪）に及ぶ芝生も来月末には植付も完了して十八ホールのうち九ホールを本年十月開場の予定。来年九月の十八ホール開場の時は高松宮の御来臨が予定されている。
前方は旧吉岡山。左前方は第三えん堤に続く

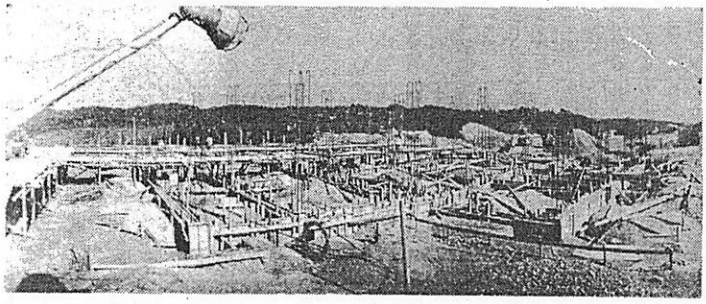

【写真右】ゴルフ場のはるか彼方まで眺望できる高地に鉄筋コンクリート二階建（総坪四百四十坪。工費六千万円）クラブ・ハウスが七月末日完成を目途として建設中。
前方は堤見山

三月三日から 福祉年金が 郵便局で もらえます

老令、身体障害、母子家庭に贈られる福祉年金がいよいよ三月三日から指定された郵便局の窓口を通じて一斉に支払われるようになりましたが、国民年金法が施行された昨年十一月一日から今年二月末日までの四ケ月間に厚生課で取扱った年金受給権者は、老令年金二一七名、身体障害年金八名、母子年金十一名の計二三六名でその内一部の受給権者を除き給付が決定し年金証書の交付を受けて三日か らそれぞれ年金を受け取っておられる福祉年金がいよいよ三月三日から指定された郵便局の窓口を通じて一斉に支払われるようになりましたが、国民年金法が施行された昨年十一月一日から今年二月末日までの四ケ月間に厚生課で取扱った年金受給権者は、老令年金二一七名、身体障害年金八名、母子年金十一名の計二三六名でその内一部の受給権者を除き給付が決定し年金証書の交付を受けて三日か ますので現に受給権該当者であつて未請求の方や新らしく満七〇才になられた老人の方は早く受給の手続を完了して下さい。

なおこの度年金証書を交付された方は今後特に次のことに注意し一事故が生じた場合は本人又は家族の方は速やかに町厚生課係まで年金証書と印鑑を持つて届出て下さい。

1、受給権者（年金を受ける本人）が死亡したとき
2、住所を変更されたとき。
3、年金証書や証書に押印された印鑑をなくされたとき。
4、支払郵便局を変更されるとき。
5、氏名を変更されたとき。

◎年金を受けられる際は本人が高令、障害、病弱等のため家族の方が代理で受け取られる場合は必ず証書に押された印鑑と委任を受けられた家族代理者の印鑑が必要です。

◎受給権者が年金支給期間に年金を受け取らずに死亡したときは死亡と同時に受給権を失うことになりますので年金を受ける事は出来ません。

（町保険衛生係）

国民健康保険 療養費の払戻しについて

病院診療所などで診療をされてありますからよく調べて必ず保険のきくところで診療を受けてください。」

「山口県内の病院、診療所または薬局の二、三ものを除けば、どこでも保険がききますが、県外ではまだ保険のきかない病院などもあり、理由のいかんによつては療養の払戻しができないことがあります。

②つぎのような緊急やむを得ない場合は事前に相談ということもできませんので療養の支払をいたしますが、そのあとで事情のゆるす場合は早く保険のきく病院に変つて下さい。

イ、旅行中に急に病気にかかり保険証を提出しないで診療をうけたとき。

ロ、火がもとで病院にかつぎこまれたとき。

③療養を請求される場合はつぎの書類を出してください。

イ、診療報酬請求明細書（これは医師に書いてもらつてください。領収証（ロ）

ハ、療養費請求書（この用紙は町役場にあります）

小児マヒ ワクチン希望者は

第三次小児マヒワクチンの申込みを本月二十四日まで受けつけますので、御希望の方は代金一、八〇〇円と印鑑をお持ちの上、町役場へお越し下さい。接種は五月中旬第一回目を行ないます三回接種）

盗難から早期発見を 未登録の方はすぐ指定店へ

自転車、原動機付自転車所有の皆様、登録の更新は全部おすみでしようか！

登録してない自転車類は今後次のことができなくなります。

・自転車を他に売ること
・新らしい自転車と交換すること
・古金屋へつぶしとして売ること

皆様御承知のとおり一昨年一月に山口県自転車登録実施要綱が制定されてその際全県的に登録を行いましたが、その後いろいろ防犯的に検討した結果、万全でないことが判りましたので今回本年一月その要綱を改正したのです。

改正された登録制は県警察、山口県自転車協同組合、山口県二輪自動車販売協会並びに自転車販売店が官庁、古物商、古金屋その他県民の協力を得て運営することになつています。

そこで登録の目的でありますが、

○ 自転車等の盗難、紛失などを予防し
○ これらの事故のあつた場合に被害車を早く発見し
○ すみやかに被害の回復を図るなどであります。

これらの目的に副うため先般来当町におきましても再三あらゆる方法機会で早く登録をしていただくようお願いしているところでありますが、二月末日現在の成績は小郡警察内でも一番悪く七〇%にすぎません。

ところが当町で昨年発生した種の犯罪は一七三件で登録成績に反比例して小郡警察内では上位に近く遺だ寒心にたえません。

この原因を考えてみますに警察の努力の足りないことを痛感しますと同時に限られた警察官の人員装備と一般町民方々の防犯に対する関心が低調ではないでしようか

そのような意味から未だ登録してない自転車は今すぐ一台もれなく指定店である岩本自転車店（駅前）で登録を受けましよう。

好成績だつた共進会 乳牛武永耕輔氏が一等に

本町、佐山、東鹿波地区の斎藤共進会は二月二十一日佐山小学校で開催された。

当日は三地区から百二十余点（本町関係三十六点）が出品され、郡斎連中村技師等三名の審査員の慎重なる審査の結果、武永耕輔氏（旦東）の乳牛が一等に入賞するなど大変優秀な成績を収めた。当日の本町関係の成績は次の通り。

・乳牛
一等　武永　耕輔
二等　山野　新一
三等　井本　学
四等　田辺　晋作
・無角牛
二等　林文一　早瀬　定輔
三等　青木　清一　田中幸右エ門
四等　小林　繁
・黒毛和種
三等　古川　源一
・褐毛和種
二等　金井啓介　西村勇熊
岡藤　計一
四等　坂野宗雄　岡本　守
・めん羊
二等　伊藤　信一
三等　渡辺　光夫
・山羊
該当なし

石灰ワラを乳牛に 多乳・受精・健全牛を育てよう

農家の一部の方は石灰わらを牛に与えておられるかと思いますが、たいていの家では全然与えておられないことと思います。

この石灰わらはカルシユウム分を多量に含んでいるので、乳牛に与えるとより多量の乳を出し、また受精、健全牛を育てることが約束できましよう。

◇作り方

稲ワラ3、75KG（1貫目）に対し消石灰又は生石灰を約そ1割（400匁位）の割合で石灰水を作り、その中に稲ワラを漬けオモシ（重量約3割5分位―1300グラム）を乗せ48時間おく。その後48時間乾燥する。

◇与え方

普通稲ワラを切るように切り、他の飼料と混ぜ与える。

なお、水量、オモシは容器の型で多少変えられても結構です。

一月短歌会詠草

大野キヌエ

わさび薬の続きし小道に出でしより石の間伝う水音閑ゆ　是枝　英雄

また解けし紐むすびつつ居る風に吹かれて寄り来る落葉　嬢宣　きぬ

蟻の如く蔭に働く人見えぬ赤土匂ふ山に照れば　河崎　幾代

花一つつけしアザレヤの鉢の位置変えて日巻の部屋を掃き居り　石田サダ子

腹立ちて帰り行きたる汝のあと煙草のけむり満面のほる　河野　弥子

此の妹等と別れ近しき春の陽を返す窓辺に耳くりてやる　楠村トシ子

雨降れば雨に繁盛な草花よひくき姿勢に濡れてゆくなり　財津　宗人

新宮の御遷座しらす号外に相友と祝盃をあぐ　中村　正行

よろこびとかなしみ 戸籍の窓口

【出生】

氏名	月日	父母との続柄	出生児の本籍
橋本八七一	1・30	長女	同子 小東
深野 秀雄	1・31	長女	秀子 小西
田中 久夫	2・1	長男	敏治 飛石
橋本 正義	2・2	長女	繁穂子 小西
浜崎 敦二	2・3	長女	恵美子 砂三
松本 武	2・4	三男	和男 井関
濱部 忠雄	2・5	三男	良雄 仙在
辻田 信幸	2・6	長女	実由紀 岩辻
岡本 一昭	2・7	長男	康昭 旦東
浜崎 彰	2・8	長女	清美 北祝
丸山 寛	2・9	二女	結花里 飛石

【婚姻】

夫 林間 照光	旦北	妻 上田 久子	西跡波
夫 上田 正	美禰市	妻 上野 富子	寺河内
夫 松永 喜彦	赤迫	妻 井上 良子	斎川
夫 中島 繁水	下関市	妻 木村 朝子	東迫
夫 上村 富三	東跡波	妻 田中アヤ子	飛石
夫 武野 平幸	浜	妻 田中 鈴子	宇部市
夫 陽野 旭	東跡波	妻 早瀬 邦恵	飛石
夫 西村 重信	井関	妻 岡田 松枝	西跡波
夫 野村 健二	西条	妻 笹丸光子	三重県
夫 山下 正行	寺河内	妻 大関ヒロ子	東跡波
夫 本永 稔	跡河	妻 徳永 文子	浜裏
夫 藤中 雄二	西条	妻 旦根野勝子	三重県
夫 高重 務	寺河内	妻 井本 様子	浜裏
夫 中村 正行	跡河	妻 青木紀代子	南祝

【死亡】

氏名	月日	年令	部落
大空 基晴	1・30	40	浜裏
大浜 武明	1・31	39	寺河内
岡崎 八作	2・5	60	小西
織田花五郎	2・9	79	小東
織部 フジ	2・11	77	飛石
藤永 勝一	2・16	64	小西
辻岡 マシ	2・21	83	織北